

北海道告示第10413号

令和5年度北海道告示第11440号（令和5年度における補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等）の一部を次のように改正し、令和6年3月8日から適用する。

令和6年3月8日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 私立学校施設耐震診断事業 児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するため、私立学校施設の耐震診断を行う学校法人等に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助する。	学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）	学校法人等が道内に設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校の学校施設の耐震診断に要する経費で、道が定める国庫等の補助事業について交付決定を受けているもの	3分の1以内 ただし、75万円を限度とする。	総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課		